

第39号議案

愛南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

愛南町固定資産評価審査委員会条例(平成16年愛南町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月11日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

総務省自治税務局長通知による条文の見直しのため。

愛南町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略 (審査の申出)</p> <p>第4条 略 2、3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人 その他の社団又は財団であるときは、代表者又は 管理人、総代を互選したときは総代、代理人によ って審査の申出をするときは代理人)が押印しなけ ればならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>第5条～第7条 略 (口頭審理)</p> <p>第8条 第1項略 2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提 出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (審査の申出)</p> <p>第4条 略 2、3 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第5条～第7条 略 (口頭審理)</p> <p>第8条 第1項略 2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなけ <u>ればならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>以下 略</p>